

○佐久広域連合社会福祉施設のあり方検討懇話会設置要綱（平成21年11月9日告示第8号）

（設置）

第1条 社会福祉を取り巻く社会状況の変化、制度改革等に適合した福祉サービスの向上及び効率的な行財政運営の推進を図るため、佐久広域連合の社会福祉施設の今後のあり方について検討することを目的として、佐久広域連合社会福祉施設のあり方検討懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

（任務）

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、広域連合長に提言するものとする。

- （1） 佐久広域連合の社会福祉施設の今後のあり方に関する事項
- （2） 前号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

（組織）

第3条 懇話会は、委員10人以内で構成する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- （1） 識見を有する者
- （2） 福祉関係者
- （3） 民間諸団体の代表者
- （4） 前3号に掲げる者のほか、広域連合長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでの間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長及び副座長）

第5条 懇話会に座長及び副座長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 懇話会は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。

- 2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 懇話会において必要があると認めるときは、関係者等に資料を提出させ、又は懇話会への出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

第8条 懇話会の庶務は、佐久広域連合事務局庶務課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。